

「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」

まとめ（案）

平成28年12月

(目次)	
1. はじめに	1
(1) これまでの経過	
(2) 新定時制単独高校の概要と検討課題	
2. 検討の内容	3
(1) 新定時制単独高校の求める生徒像，育てる生徒像について	3
① 求める生徒像	
② 育てる生徒像	
(2) 学年制・単位制，学期制及び修業年限について	4
① 学年制・単位制	
② 学期制	
③ 修業年限	
(3) 授業時間帯について	5
① 検討の土台	
② 授業時間帯の例示	
(4) 学科，教育課程，資格取得等について	6
① 学科	
② 教育課程	
③ 昼間・夜間部間の変更	
④ 資格取得	
(5) クラス人数，講座人数について	7
① 一クラスあたりの適正人数	
② 学習における適正人数	
3. 今後の検討課題	8
(1) 通学意欲がありながらも登校できない生徒への対応等について	
(2) 休学・中途退学者に対する学び直しの場の提供について	
(3) きめ細かい指導及び支援体制等について	
(別紙)	
別紙1 …授業時間帯・勤務時間の例示	11
(参考資料)	
参考資料1 …「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」	13
参考資料2 …「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」委員名簿	15
参考資料3 …「新定時制単独高校の創設に向けたまとめ」概要版	17
参考資料4 …「京都市立定時制単独高校の創設に関する基本方針」	19

1. はじめに

(1) これまでの経過

全国的に、夜間定時制では、勤労青少年の学習の場としての役割が薄れる一方、特別な支援を要する生徒や不登校経験者など、様々な課題を抱える生徒の学習の場としての役割が高まっている。

こうした状況の下、本市においては、伏見工業高校夜間定時制から提出された要望書¹や定時制高校の現状・課題を踏まえ、新定時制単独高校の創設に向けた検討を進めていくこととした基本方針（参考資料4参照）を平成26年7月に策定した。その後、同年10月には「新しい定時制高校創設プロジェクト」²を設置し、3回の有識者会議を含め計8回にわたる協議と市民意見募集を経て、様々な課題を抱える生徒の「学びたい」という意欲に応え、社会に送り出していくことができる柔軟な教育システムの構築を旨とした、「新定時制高校創設に向けたまとめ」（参考資料3参照）を平成27年7月に取りまとめた。

この「まとめ」に基づき、教育委員会では、伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制（以下、「両校」という。）がこれまで培ってきた教育活動や機能を結集するため、両校を再編・統合し、「学び直し」を求める生徒や「引きこもり傾向」にある生徒など、様々なニーズに対応できるよう、昼間・夜間2部制の「新定時制単独高校」の創設を目指す「京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想」（以下、「基本構想」という。）（参考資料1参照）を平成27年8月に策定した。

そして、この「基本構想」の下、平成27年9月には、両校及び総合支援学校の管理職や教員、教育委員会事務局職員で構成する「新定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）を設置した。本「まとめ（案）」は、ワーキンググループにおける現時点までの全26回にわたる検討状況を集約したものである。

(2) 新定時制単独高校の概要と検討課題

ワーキンググループでは、「基本構想」に示した「『新定時制単独高校』の基本理念」に基づき、「教育課程・教育内容」、「指導及び支援体制」、「学校規模」を更に具体化するため、以下の課題について検討を行った。

<検討課題>

- (1) 新定時制単独高校の求める生徒像、育てる生徒像について
- (2) 学年制・単位制、学期制及び修業年限について
- (3) 授業時間帯について
- (4) 学科、教育課程、資格取得等について
- (5) クラス人数、講座人数について

¹ 平成25年11月、伏見工業高校夜間定時制より「本校夜間定時制は現在の場所で新しい学科を設置し、不登校・発達障害により集団生活に馴染めず全日制高校に行けない生徒が学び直し、社会的に自立していくための夜間定時制高校」の創設を求める要望書がまとめられ、教育委員会に提出された

² 平成26年7月に教育委員会で策定した基本方針に基づき、同年10月に設置した伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制の管理職や教員と教育委員会事務局職員及び外部有識者で構成するプロジェクト

なお、検討に際しては、昼間部と夜間部の生徒が集団を通して社会性を身に付けることができるよう、「可能な限り、共通の時間帯に学ぶことのできる時間を確保する」とともに、学校のマネジメント力を強化し、多様化する生徒の課題解決に取り組む上で必要となる組織化された指導及び支援体制の充実を図るため、「新定時制単独高校が一つの学校として、教職員組織が一体となった学校運営を行うこと」を前提とした。そのため、新定時制単独高校の骨格として示した項目 2 「検討の内容」に掲げる内容は、昼間部・夜間部に共通した事項となっている。

2. 検討の内容

(1) 新定時制単独高校の求める生徒像，育てる生徒像について

① 求める生徒像

<求める生徒像>

様々な「困り」を抱え、義務教育段階や高校において学びのつまずきを経験しながらも、就職や進学を見据え、学習意欲を持って、新定時制単独高校で学習支援や「学び直し」を求める生徒

学びのつまずきの背景には、不登校、発達障害、人間関係、家庭環境・学校環境など様々な要因があり、現在の定時制高校には、そうした要因から生じる「困り」を抱えながら学校生活を送っている生徒が多数在籍している。

こうした状況の下、新定時制単独高校の「求める生徒像」は、生徒本人が学習意欲を有していることを前提として、以下に掲げるような多様な生徒の状況やニーズを踏まえて設定した。

- ・ 義務教育段階における「誤学習」「不足学習」「未学習」によって、基礎的な学力を身に付けることができていない
- ・ 発達障害や心理面の不安などにより特別な支援を必要としている
- ・ 全日制高校の生活リズムや学習内容への適応が難しい
- ・ 他の高校で学習につまずき転学を希望したり、中途退学を経験している
- ・ 中学校卒業後に一旦就労していたが、その後、高校での学びを求めている
- ・ 経済的事情からアルバイトで家計を支えているなど、何らかの理由によって昼間に働きながらも勉学との両立を求めている
- ・ 「引きこもり傾向」にあるなど、通学困難な状況にあるが、学習意欲を持ち、社会との接点を求めている

② 育てる生徒像

<育てる生徒像>

社会生活を送るための基礎的な学力を身に付け、社会の一員として、主体的に行動できる生徒

新定時制単独高校では、「基本構想」のとおり、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するとともに、学校生活を通して社会的自立の基礎を築き、進路希望の実現を図ることが必要である。

そのためには、基礎学力を身に付け、社会性や主体性を育むことが必要であり、そうした観点の下、「育てる生徒像」を設定した。

なお、前述の「育てる生徒像」を踏まえ、将来的に自立した主体として社会生活を送るために、生徒が教育活動を通じて身に付けるべき力と考えられる資質・能力を以下に例示する。

- ・ コミュニケーション力を身に付け、適切な人間関係を築くことができる
- ・ 自尊感情を育み、自己実現に向けて努力することができる
- ・ 規範意識を身に付け、学校や社会のルールを遵守することができる
- ・ 他者を理解し、協力して物事に取り組むことができる
- ・ 多面的・多角的な物の見方や論理的な考え方を身に付け、課題解決に取り組むことができる
- ・ 自らの進路目標を見つけ、その実現に向けて努力することができる

(2) 学年制・単位制、学期制及び修業年限について

① 学年制・単位制

学年制とは学年による教育課程の区分を設け、学年ごとに単位修得を行う制度である。単位制とは学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度であり、その主な特徴は以下のとおりである。

<学年制>

- ・ 学びの期間が区切られており、生徒が進級を目標として意識しやすく、段階に応じて学びを進めることができる
- ・ 一定数の集団の下、生徒が周囲の仲間を意識することで、社会性が身に付きやすい

<単位制>

- ・ 生徒の興味・関心や進路希望に応じて、柔軟な科目選択や単位取得ができる

新定時制単独高校では、社会的自立を促し、多様な生徒のニーズに対応できる教育システムを構築するため、学年制を軸とするが、上記の単位制の特徴を取り入れた機能的な運営ができるよう、教育課程及び教育内容の具体化を図る。

② 学期制

新定時制単独高校に通学する生徒が学習意欲を高めるうえで、学期毎に明確な目標を設定し、学期の終わりに目標に対する到達度を評価することで、次の学習へのステップを計画的に設定して学習を行うことが効果的と考えられる。

その点で、3学期制は、夏休みや冬休みなどの休業期間前に評価を行うことができるため、評価を基にした指導及び支援体制を休業期間中に構築しやすく、また、2学期制と比較しても、教員が、より短い期間での学習指導・評価を行うことができるため、生徒・保護者が課題を認識する機会が増えるなどのメリットがあることから、3学期制を軸にした教育課程の検討を行う。

③ 修業年限

3年間で卒業が可能となる3年制のメリットや、ゆっくりと自分のペースで学ぶことのできる4年制のメリットを踏まえ、新定時制単独高校では生徒の希望によって、合格後に修業年限を選択できることを基本とした制度とする。

また、生徒によっては、学校生活を送る中で様々な理由から修業年限の変更を希望する場合も想定されるため、可能な限り柔軟な対応ができるよう、検討を行う。

卒業単位数については74単位以上とし、修業年限毎の1日あたりの授業時間数は以下を基本として設定する。

3年制 ⇒ 1日5時間または6時間授業を基本とする。

4年制 ⇒ 1日4時間授業を基本とする。

(3) 授業時間帯について

① 検討の土台

授業時間帯については、生徒が様々な思いや体験を共有でき、集団を通して社会性を身に付けることができるよう、可能な限り、昼間部と夜間部の生徒が共通の時間帯に学ぶことのできる時間を確保することを前提とし、以下の条件設定のもとで検討を行った。

<優先度A>

- ・ 昼間部と夜間部の生徒が集団の中で交流・人間関係を構築し、一体感を持って学校生活を送ることができるように、給食時間は共通の時間帯を確保する
- ・ 「困り」を抱える生徒が多数在籍することが想定されるため、始業前に、教職員間の意思疎通を図る毎日の打合せ時間を確保するほか、職員会議やケース会議³など様々な会議を行う時間を確保する
- ・ 生徒への連絡の場だけでなく、クラスのまとめりや人間関係形成を促す時間として、「ショートホームルーム」を導入する
- ・ 夜間部の生徒は昼間に働くことができる

<優先度B>

- ・ 1コマあたりの授業時間は45分を基本として検討する。また、年間標準時数35週を考慮する中で、長期休業期間の削減などを検討する
- ・ 夜間部の終業後に、生徒指導や部活動指導の時間を1時間程度確保する
- ・ 休み時間は5分間を前提とするが、時間的余裕のある場合には10分間確保する
- ・ 就労などにより、夜間部の生徒の中で17時30分までに給食を取ることができない生徒が喫食できるよう、共通の時間帯に加えて、昼間部の終業後にも給食時間を設定する
- ・ 生徒会活動の時間は昼間部・夜間部に共通の給食時間を活用する

³ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと協働し、個々の生徒への支援を個別に検討する会議

② 授業時間帯の例示

上記①を踏まえると、授業時間帯・勤務時間の例示は別紙1のとおり考えられ、以下に、主な特徴を列挙する。

- ・ 給食時間は2回とし、それぞれ20分ずつ確保する
- ・ 教職員の勤務時間を13時25分～21時55分と仮定し、始業前に毎日15分の打合せ時間を確保する
- ・ 1限（13時45分～14時30分）の時間帯は、週1日を授業、週4日を職員会議やケース会議などの会議時間として設定する
- ・ 夜間部終業後の部活動や補習の時間を50分間確保する
- ・ 2限（14時35分～15時20分）と3限（15時30分～16時15分）の間の休み時間を10分間確保する
- ・ 夜間部4年制の始業を17時25分とする
- ・ 生徒会活動の時間は、17時05分～17時25分の時間を利用する
- ・ 職員の休憩時間は、給食時間を中心として割り振りを行う

なお、今後、教育課程及び会議や部活動の優先度、修業年限の変更などを考慮し、具体的な学校運営形態を検討する必要がある。その結果、教職員組織の一体的運営が難しいと判断した場合は、教職員の意思疎通や家庭生活への配慮も視野に入れながら、改めて勤務体制を検討する。

（４）学科，教育課程，資格取得等について

① 学科

「基本構想」を踏まえ、生徒の多様な進路希望に応えるため、普通科とする。

② 教育課程

昼間部・夜間部で、「求める生徒像」「育てる生徒像」を共通とすることや、以下③のとおり、昼間部・夜間部間の変更を認める方向であることから、昼間部・夜間部の教育課程は同一とする。

また、教育課程は普通科目を中心として構成するが、多面的・多角的な物の見方や論理的な考え方、コミュニケーション力を身に付け、課題解決力や職業観・倫理観を養うことを狙いとした専門的な科目の設置も検討する。

なお、「基本構想」に基づき、募集定員を両校の合計である80名程度とした場合、これ以上学年集団を細分化することは、学びの集団規模が小さくなりすぎるため、専門系のコース制ではなく、学習到達目標を明確にした選択科目により、多様なニーズに応えるとともに、学びへの興味や関心を喚起して進路保障につなげる。あわせて、履修登録に際しては、事前指導を丁寧に行うこととする。

③ 昼間部・夜間部間の変更

昼間部・夜間部の変更については、当該生徒の様々な状況や入学後の家庭状況の変化を勘案し、配慮の必要な事情がある場合に限り、一定の条件の下、認めることとする。

④ 資格取得

資格取得の目的は、学びの動機付けや自尊感情を持たせることを第一とする。その上で、生徒が意欲的に取り組むための手段として、社会生活を送る上で必要となる基礎的な知識や技術を身に付けることができる資格や就職につながる資格などの中から、日々の教育活動の中で取得可能な資格を設定する。

資格取得の取組と授業の関連については、資格の種類や、その教育効果も視野に入れながら、引き続き、検討を行う。

(5) クラス人数、講座人数について

① 一クラスあたりの適正人数

生徒が将来的に社会生活を円滑に送るためには、集団の中で学ぶことが重要であり、一クラスあたり一定数の人数が必要であると考ええる。

ただし、「困り」を抱える生徒が増加している中で、クラス人数が多くなると一人ひとりの生徒に目が行き届きにくいといった懸念がある。

一方、クラス人数が少ないと、教職員の目は行き届くが、孤立する生徒が生じやすくなるほか、特別活動を行う上で支障が生じることなどが考えられる。

加えて、次期学習指導要領の重要なポイントの一つである「主体的・対話的で深い学びの実現」の視点で学習活動を考えた場合には、一定の集団が必要となることも想定される。

そのため、学級規模は20名を基本とし、将来的に社会においては、より大きな集団の中で生活することを想定し、上級学年では25名程度を上限に学級の規模を今後検討する。

なお、募集定員の設定や、原級留置などで同じ学年をやり直す生徒の人数によっては、クラス人数の設定を変更する必要があるため、上記事項はあくまで基本的な考え方に留める。

② 学習における適正人数

新定時制単独高校では、クラス内の学力差が非常に大きいことや、生徒によって抱える背景や「困り」が様々であることが想定されるため、特に積み上げの必要な教科（国語・数学・英語）については、必要に応じて10名程度の習熟度別講座とするなど、きめ細かい指導体制を確立する。

ただし、グループ活動や協働的な学習や体育など、大きな集団で学習することで教育効果が向上する教科・科目もある。その場合は、少人数講座ではなく、チームティーチングを含め、クラス単位や合同の人数で対応することも検討する。

3. 今後の検討課題

(1) 通学意欲がありながらも登校できない生徒への対応等について

「基本構想」のとおり、新定時制単独高校では、学習意欲がありながらも登校できない「引きこもり傾向」にある生徒に対して、ICT 環境を利用した学習支援を行い、一人ひとりに応じたきめ細かい指導や支援が求められており、通学を基本としない通信制課程による学習形態は一定の効果を発揮することが期待できると考えられる。

しかしながら、「引きこもり傾向」からの脱却を図り、社会性を身に付けるためには、学校の中で仲間とともに学習するなど、集団生活の素晴らしさを学べる機会を確保することが大切である。

このため、新定時制単独高校では、「引きこもり傾向」からの脱却と、「最終的に定時制で卒業する」ことを前提とした制度設計が望ましいと考えられる。

その実現に向けては、通信制課程⁴の活用のほか、「不登校生徒に対する特例制度」⁵や、「高等学校における遠隔教育」⁶など、定時制課程内で通信教育や多様なメディアを高度に利用した制度の活用が考えられる。

「引きこもり傾向」からの脱却に向けた効果的な学習支援の方法について、文部科学省とも協議を行いつつ、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

(2) 休学・中途退学者に対する学び直しの場の提供について

「学び直し」を求める生徒には、高校入学後に何らかの理由によって居場所を見つけられず長期欠席・休学・中途退学を経験した生徒も想定される。

これらの生徒の中には、自らの進路希望の実現に向けて、一日も早い「学び直し」を希望する生徒も存在するが、現在、公立高校がこうしたニーズへの対応を十分に行っているとは言えない状況にある。

こうした状況を踏まえ、新定時制単独高校では、一日も早い「学び直し」の場を提供するため、長期欠席・休学・中途退学を経験した生徒などを対象とした、年度途中からの生徒受入の方策について検討する。

なお、検討に際しては、教育相談の充実、保護者との密接な連携など、様々な観点が求められる。

⁴ 自宅での添削指導（レポート学習）を中心に、面接指導（スクーリング）及び試験の方法などを通じて単位修得する制度

⁵ 全日制及び定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒を対象に、通信の方法を用いた教育により、一定の範囲内（最大 36 単位）において単位認定を行うことができる制度
【参考】高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について（平成 21 年 3 月 31 日付 20 文科初第 8077 号文部科学省初等中等教育局長通知）

⁶ 多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業のことを言い、最大 36 単位まで認められる。通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向的に行われるものであることが求められる。また、療養中や障害のため通学できない生徒については、通信の方法を用いたオンデマンド型（最大 36 単位）も認められている
【参考】学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（平成 27 年 4 月 24 日付 27 文科初第 289 号文部科学省初等中等教育局長通知）

(3) きめ細かい指導及び支援体制等について

新定時制単独高校で「基本構想」に掲げた理念を実現するためには、引き続き、基礎学力の定着に向けた「学び直し」の取組や指導及び支援体制をはじめ、進路保障や生徒のキャリア意識向上に繋がる外部機関との連携、不登校を経験した生徒の学びの場である洛風中学校や洛友中学校との連携・接続のほか、入学後の不適応を防ぐための中学校との連携やきめ細かな入学相談、新たな公立高校入学者選抜の方法などの検討が必要である。

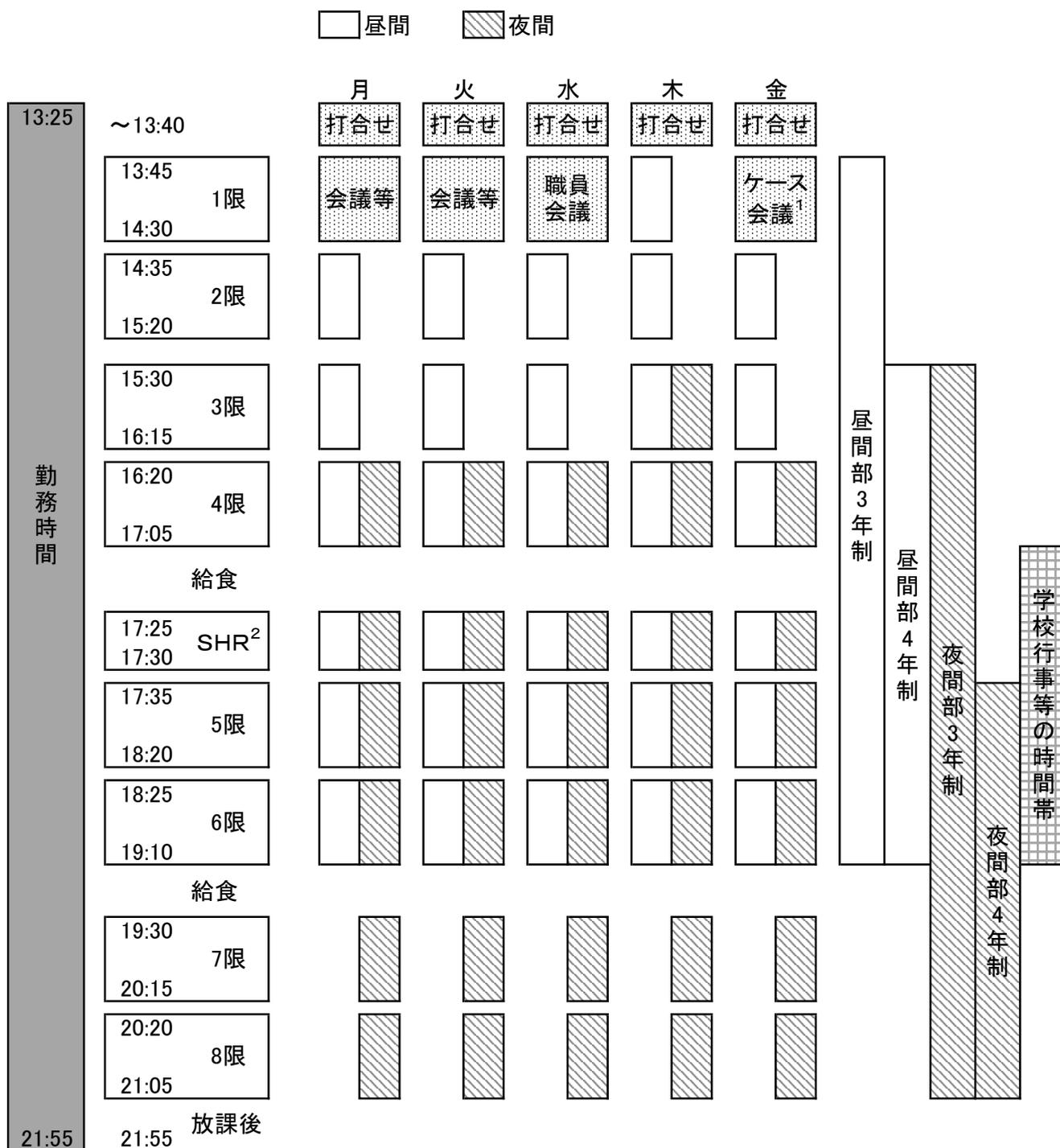
加えて、新定時制単独高校においては、様々な「困り」を抱えた生徒に対する指導及び支援体制の確立が何より重要であるとの認識の下、両校がそれぞれ文部科学省事業の調査研究校として取り組んできた「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」⁷や「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」⁸の研究内容を引き継ぎ、校内の指導及び支援体制の確立に向けて、多様な観点から検討を行う。

さらに、新定時制単独高校では、一人ひとりの生徒と向き合うことがより一層求められることから、「困り」を抱える生徒への指導及び支援に関する専門性や豊富な経験のある教職員を配置するなど、充実した組織体制となるよう、人的措置の検討が必要である。

⁷ 伏見工業高校夜間定時制では、教職員が発達障害等の特性についての理解を深め、生徒の学びと理解を促す教材や授業展開、指導方法等の工夫改善とともに、早期の個別支援のあり方を調査研究する、「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」に取り組んだ（平成26年度～平成27年度）

⁸ 西京高校夜間定時制では、専門的知識や経験を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと協働し、個々の生徒のニーズに応じた支援を可能とする校内体制作りを目指し、「多様な学習を支援する高等学校の推進事業」に関する調査研究に取り組んでいる（平成28年度～）

授業時間帯・勤務時間の例示



¹ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと協働し、個々の生徒への支援を個別に検討する会議

² 「ショートホームルーム」

京都市立定時制単独高校の創設に係る基本構想

京都市立定時制単独高校（以下「新定時制単独高校」という。）の創設に当たり、「新しい定時制高校創設プロジェクト」において、3回の有識者会議を含め計8回の協議と、平成27年3月23日から約1ヶ月間実施した市民意見募集の結果を踏まえて取りまとめられた「新定時制単独高校の創設に向けたまとめ」に基づき、次の基本構想の下、「新定時制単独高校」の創設に向けた検討を進める。

1 「新定時制単独高校」の基本理念

- (1) 不登校経験のある生徒や発達障害等により特別な支援を必要とする生徒など、多様な学びの動機や学習歴を有する「学び直し」を求める生徒や、高校進学を望みながらも、通学が困難な「引きこもり傾向」にある生徒の学習保障を行い、基礎学力の定着・向上を図るとともに、社会性やコミュニケーション力を育むことで、社会的自立の基礎を築き、進路希望の実現を目指す。
- (2) 生徒一人ひとりに応じたきめ細かい指導や支援体制を確立し、生徒が「この学校で学べて本当によかった」、「この学校があって本当によかった」と実感できる教育環境を実現する。
- (3) 勤労青年が働きながら夜間に授業を受けるという従来の夜間定時制は、現在、その実態が大きく変容していることを踏まえ、本来的に昼間に学びたいという高いニーズに応えるとともに、経済的な理由や心理面の不安など様々な事情から夜間にしか通学できない生徒のニーズにも対応できるよう、昼間・夜間2部制の教育課程を編成する。

2 「新定時制単独高校」創設に向けた基本方針

「新定時制単独高校」においては、上記「1」に掲げた基本理念の下、よりきめ細かい指導と専門性のある支援体制の確立が求められており、そのためには、伏見工業高校夜間定時制及び西京高校夜間定時制（以下「両校」という。）がこれまで培ってきた教育力を結集させ、さらに発展させていくことが必要である。

しかしながら、市民意見でも指摘されているとおり、今後も中学校の生徒数が減少傾向にあること、夜間定時制課程における高等学校入学者選抜で相当数の欠員が生じていること、及び財政負担の観点などから、京都市立高校において、両校に加え、「新定時制単独高校」を設置して3校体制とすることは困難であり、「新定時制単独高校」については、両校を再編・統合し、京都市立で初の定時制単独高校として創設する。

なお、平成29年度には伏見工業高校全日制の生徒は3年生のみとなり、京都工学院高校で学習を行うこととなることから、同校の敷地の活用が可能となる。このため、平成29年度から施設整備に着手し、早ければ平成31年度に「新定時制単独高校」の開校を目指す。

3 教育課程・教育内容

- (1) 生徒の多様な進路希望に応えるため、特定の分野の学習を行う専門学科ではなく、普通科を基本とする。進学を希望する生徒に対しては、少人数教育等によるきめ細かい指導で進路保障を図るとともに、就職を希望する生徒に対しては、進路希望の実現と学習意欲の向上を図る視点から、資格取得も視野に入れ、専門性の高い科目として、工業・商業・情報などを教育課程に設置する。
- (2) 修業年限については、3年間での卒業が可能となるなどの3年制のメリットやゆつくりと自分のペースで学ぶことができる4年制のメリット等を踏まえ、3年制と4年制を柔軟に選択できる制度とする。
- (3) ICT環境を利用した学習支援を視野に入れた通信制の併設を目指し、通学意欲がありながらも登校できない生徒への学習保障のあり方について検討する。

4 指導及び支援体制

- (1) 幅広い年齢層の教員をはじめ、発達障害等により特別な支援を必要とする生徒への指導に関する専門性と豊富な経験のある人材など、「熱意と意欲を持った教職員」を配置する。
- (2) 総合育成支援教育に関するアドバイザーやスクールカウンセラーのほか、スクールソーシャルワーカー及びキャリアコンサルタントなどの専門家と連携を図り、一人ひとりの生徒にきめ細かい支援を行う体制を確立する。

5 学校規模

- (1) 募集定員については、中学校の生徒数推移及び両校の現状を踏まえ、平成27年度入学者選抜における両校の募集定員の合計である80名程度を基本とし、通信制については、京都市立中学校で実施しているICT機器を活用した「はーとあくせす事業」※の利用実態も参考にして検討する。

※学校に行きたくても行けない中学生を対象に、オンライン学習ソフトを活用した学習支援事業

- (2) 生徒の学習及び進路希望等を十分に保障するため、15～20名程度を標準とした、きめ細かい少人数教育を展開するなど、柔軟な教育システムを検討する。

6 今後の検討の進め方

両校の教職員及び教育委員会の職員等で構成する「ワーキンググループ」を設置し、教育課程や教育内容、募集定員、支援体制をはじめ、「新定時制単独高校」の具体化を図る。

「京都市立定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」

委 員

氏 名	役 職 等
西田 秀行	京都市立伏見工業高等学校夜間定時制学校長
竹田 昌弘	京都市立西京高等学校夜間定時制学校長
田中 克典	京都市立伏見工業高等学校夜間定時制副校長
鳥羽 恵美子	京都市立西京高等学校夜間定時制副校長
辻浦 厚	京都市立伏見工業高等学校夜間定時制教諭
山本 正廣	京都市立伏見工業高等学校夜間定時制教諭
佐倉 隆児	京都市立西京高等学校夜間定時制教諭
中塚 洋	京都市立西京高等学校夜間定時制教諭
松田 実	京都市立白河総合支援学校長
長谷川 智広	京都市教育相談総合センター担当課長補佐
村上 英明	京都市教育委員会指導部学校指導課参与
山本 雅幸	京都市教育委員会指導部学校指導課首席指導主事
三宅 慎一	京都市教育委員会指導部学校指導課担当課長
吉武 謙一	京都市教育委員会指導部学校指導課担当係長
谷口 衛	京都市教育委員会指導部学校指導課指導主事
渡久知 淳二	京都市教育委員会指導部学校指導課指導主事

「京都市立定時制単独高校の創設に係るワーキンググループ」

指導助言者（外部有識者）

氏 名	役 職 等
竹田 契一	大阪教育大学名誉教授・大阪医科大学 LD センター顧問
宇都宮 誠	学校法人生野学園 理事長・生野学園中学・高等学校 校長
水野 篤夫	公益財団法人京都市ユースサービス協会常務理事・事業部長
伊藤 一雄	高野山大学名誉教授・関西福祉科学大学名誉教授
前田 敏也	市立中学校長会進路部会長・市立洛南中学校長

(敬称略, 順不同)

「新定時制単独高校の創設に向けたまとめ」

I はじめに

- 伏見工業高校と西京高校の夜間定時制では、勤労青年の就学機会を提供する場としての役割が薄れ、一方で不登校経験がある生徒や特別な支援が必要な生徒など、多様な学びの動機や学習歴を有する生徒が増加。
- 教育委員会は、伏見工業高校夜間定時制からの要望や定時制高校の現状・課題を踏まえ、市立定時制単独高校の創設に向けた基本方針を平成26年7月に決定。
- 両校の管理職や教職員と教育委員会の職員で構成するプロジェクトを同年10月に設置、学識経験者や中学校現場等の参画も得ながら議論を展開。
- また、市民意見募集でいただいた御意見からは新設校に対する大きな期待が寄せられており、そうした御意見及びプロジェクトにおける議論を集約した「まとめ」を基に、新設校のあり方の更なる具体化を図っていく。

II 市立定時制高校の現状と課題

(1) 生徒の状況

- ・中学校時代に不登校経験のある生徒は入学者のおよそ5～6割程度、発達障害等による特別な支援を必要とする生徒も在籍者の1～2割程度と様々な背景や困りを持つ生徒が在籍。
- ・経済的理由はもとより、生活習慣の確立を図る意味で学校の指導の下、およそ7～8割程度の生徒がアルバイトを行い、伏見工業高校夜間定時制ではほぼ全員が就職、西京高校夜間定時制ではおよそ4割の生徒が進学、1割の生徒が就職。

(2) 学校を取り巻く状況

- ・伏見工業高校夜間定時制は工業の専門学科で単位制の「工業技術科」、西京高校夜間定時制は学年制の「普通科」を設置し、1学年あたりそれぞれ30名と50名を募集。
- ・少人数教育によるきめ細かい指導を行うとともに、工業系や情報・商業系の資格取得も促進。
- ・西京高校夜間定時制は専用校舎を有し、伏見工業高校夜間定時制は工業高校再編・統合に伴って、平成29年4月以降に校舎等を単独使用できる状況。
- ・両校では教職員の平均年齢は高く、今後は若手教員をはじめ、幅広い年齢層の教員を配置するとともに、総合育成支援教育の充実に向け、総合支援学校と人事交流を行うなど「熱意と意欲を持った教職員」を配置し、学校組織を活性化させることが必要。

III 新設校の基本的な枠組み

(1) 求められる役割

従来の両校が保障してきたように、不登校を経験したり、発達障害等により特別な支援を必要とするなど、もう一度学び直したいと思う生徒、小さな集団の中であれば学校生活を送ることができる生徒、家庭の経済状況などの理由でアルバイトをしながら勉強をしたい生徒のニーズに応えていくことが必要。

(2) 新たな教育ニーズへの対応

- ・全国的に公立高校として「引きこもり傾向」にある生徒の教育保障が不十分。
- ・従来の公立高校にはない、ICT環境を活用した学習支援なども視野に入れた新しいタイプの通信制の併設などについて、今後、その実施方法や通学圏も含めた検討を進めていく。
- ・不登校の中学生を対象とした洛風中学校や洛友中学校の生徒の進路保障に向けた連携・接続のあり方もこの機会に検討する。
- ・生徒の進路に対する意欲を高めるための教育相談を中学校と新設校間で複数回実施するようなシステムなど、従来の公立高校入学者選抜の制度の枠を越える新しい選考方法も検討。

(3) 学習保障に向けた少人数教育、きめ細かい指導のあり方

- ・現在の両校の実情では15～20名程度の少人数の講座が理想的。学力差が大きな科目や実習系科目は1講座10名以下で展開することが必要となる場面があることも考慮し、新設校の指導体制を検討することが必要。
- ・ただし、生徒が社会生活を円滑に送れるよう、集団規模を適宜見直していくことが重要。
- ・新設校では伏見工業高校夜間定時制が国の指定で研究している「個別の指導計画」をすべての生徒に積極的に活用していくことが重要。
- ・伏見工業高校夜間定時制に現在配置する総合育成支援教育に関するアドバイザーやスクールカウンセラーといった専門職員の配置をより充実させることが重要。

(4) 時間帯のあり方

- ・中学校現場の声や今春開校した「府立清明高校」の定員を大きく上回る志願状況を見ても、本来的に昼間に学びたいという生徒たちのニーズは極めて高い。
- ・経済的な理由や心理面の不安など、生徒たちがアルバイトと両立しながら夜間定時制へ通学・卒業していることも考慮し、夜間に学習保障を行うシステムは維持することが必要。
- ・昼間や夜間に学ぶ生徒たちの定員規模や実際の授業時間帯は、引き続き両校及び教育委員会で具体的な検討を継続する。

(5) 修業年限や単位認定等のあり方

- ・新設校の昼間に学ぶ生徒たちは3年制を基本に、ゆっくりと学びを求める生徒は4年制も選択可、夜間に学ぶ生徒たちは4年制を基本に希望があれば3年での卒業を選択可とすることが望ましい。
- ・また、定時制で学ぶ生徒たちにホームルームを意識させたり、人間関係を構築して連帯感を持たせるなどの観点から学年制が望ましいが、多様なニーズに対応するため、単位制の活用も検討。

(6) 外部の教育力も視野に入れたキャリア教育のあり方

- ・両校の従来の取組を踏まえた場合、新設校においても工業・商業・情報等の専門性の高い科目を教育課程に取り込むとともに、資格取得やアルバイトについては生徒のキャリア意識の向上のために取組を継承していくことが必要。
- ・新設校においては多様化する生徒たちの卒業後の支援体制も視野に入れて、これまで以上に様々な関係機関と連携を強化し、力を合わせていくことが重要。

IV 学校規模や教育施設のあり方

- 新設校の学級規模は、生徒たちの学習保障をしっかりと行うための環境としては20人学級を標準とすることが理想的。
- 体育祭・文化祭、球技大会の学校行事や部活動など、集団生活の素晴らしさを学べる学校規模の確保と環境づくりを重視していくことも大切な視点。そのため、新設校でも充実した教育活動を展開するため、一定数の集団を確保することが必要。
- 新設校は、時間的・空間的に必要な時に校舎や施設を自由に使用できる環境が用意されることを前提に、十分なカウンセリングルームの確保、資格取得の学習のために必要となる教室、さらには生徒と教員のオンデマンドシステムを前提としたICT環境の整備等が求められるなど、従来の全日制高校とは異なる視点から教育施設の整備が必要。

V むすびに

この「まとめ」は新設校の教育構想の骨格であり、今後これを指針として学校現場と教育委員会が一体となり、「この学校で学べてよかった」「この学校があってよかった」と実感できる新設校を実現するためにさらなる具体化を図っていく。

とりわけ市民意見募集では、両校が培ってきた教育活動や機能を結集し、更なる充実を早期に図ることが求められるとともに、生徒数減少や財政負担の観点など、両校の再編・統合についても御意見をいただいております。市立定時制高校全体のあり方について今後、検討を進めることが重要。

京都市立定時制単独高校の創設に関する基本方針

京都市立定時制単独高校（以下、定時制単独校）の創設に向け、下記の基本方針の下、教育内容や施設設備等の在り方について検討を進める。

記

1 夜間定時制高校の現状と定時制単独校の創設に向けた方向性

全国的に全日制高校への進学者が増加する中で、夜間定時制高校は勤労青年の就学機会を提供する場としての役割が薄れ、一方で不登校経験や特別な支援が必要な生徒をはじめ、多様な学びの動機や学習歴を有する生徒たちが増加してきている。

また、本市立夜間定時制高校においても、このような状況は同様であり、これまでから、少人数教育はもとより、通常の4年ではなく全日制と同様に3年間での卒業を可能とした3修制の導入や、特別支援に関する専門的知識を有する教員の配置といった様々な改革を進めている。

こうした中、さらに生徒たちの多様な状況やニーズにきめ細かく応えられるよう、学び直しや自立支援等の機能を充実させた新たな教育内容や学校体制及びそれらを実現する施設設備を備えた新設校の設置を目指す。

2 教育内容等に関する検討の観点

- (1) 不登校経験や、発達障害等の特別な支援を必要とする又はその可能性のある生徒の学力保障と進路保障に向けた指導の在り方
- (2) 将来を見据えた生活習慣の確立、資格取得の在り方、進路指導、キャリア教育の充実に向けた外部の専門機関との連携の在り方
- (3) (1)及び(2)を円滑に実施するための教育課程、単位取得、授業時間帯や修学年限等の在り方
- (4) (1)及び(2)を円滑に実施するための人員配置、学校体制の在り方

3 整備地・施設設備等

洛陽工業・伏見工業高校の再編・統合により活用可能となる伏見工業高校の敷地の一部を定時制単独校の整備地とし、施設設備においては、既存の呉竹館（平成21年3月竣工）の活用も含めた整備の在り方を検討する。

なお、伏見工業高校夜間定時制は、平成28年4月開校予定の新しい工業高校へは移転せず、現在地において教育活動を継続することとする。

4 検討の進め方

- (1) 本市立夜間定時制高校の教職員及び教育委員会の職員で構成するプロジェクトを設置し、検討を進める。
- (2) 検討の過程においては、必要に応じて学識経験者や中学校現場等の参画を得る